

## 営繕事業における BIM を活用したモデル事業実施試行要領

### (総則)

第1条 本要領は、岐阜県都市建築部公共建築課が発注する事業において、発注者の指定又は受注者からの技術提案等により BIM モデルの作成及び利用するにあたり必要な事項を定めたものであり、本要領に記載のないものについては、国が定める「官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン」(以下、「国ガイドライン」という。)を準用するものとする。

### (用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は、次に掲げるものによるほか、国ガイドラインによる。

- (1) BIM (Building Information Modeling)  
コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するものをいう。
- (2) BIMソフトウェア  
総合(令和6年国土交通省告示8号別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する「設計の種類」における「総合」をいう。以下同じ。)、構造、電気設備、機械設備等の分野の BIM モデルを作成するためのソフトウェアをいう。
- (3) BIMモデル  
コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等の建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルをいう。
- (4) BIMデータ  
BIMモデルに加え、BIM上での2次元による加筆(以下「2次元加筆」という。)も含めた全体の情報をいう。
- (5) オリジナルファイル  
ソフトウェア固有の形式で保存された編集が可能なファイルをいう。
- (6) 詳細度  
BIMモデルの活用の目的に応じた BIM モデルを構成する BIM の部品(以下「オブジェクト」という。)の形状情報及び属性情報の詳細度合いをいう。
- (7) 干渉チェック  
柱、はり、天井、ダクト、配管等の建築物を構成する部材(以下「建物部材」という。)等の重なり(干渉)を確認することをいう。
- (8) 空間オブジェクト  
床、壁、天井、仮想の区切り等に囲まれた3次元のオブジェクトをいう。
- (9) EIR (Employer's Information Requirements) (発注者情報要件)  
特定の設計業務又は工事において、発注者が示す BIM 活用に関する要件をいう。
- (10) BEP (BIM Execution Plan) (BIM 実行計画書)  
特定の設計業務又は工事において、受注者が作成する BIM 活用に関する実行計画書をいう。
- (11) 成果品  
設計業務における成果物及び工事における完成時の提出資料をいう。
- (12) BIM伝達会議

工事の着手段階において、発注者、設計意図伝達業務受注者、工事受注者等が出席し、施工段階におけるB I M 活用に向け、設計意図伝達業務受注者から工事受注者に対して設計B I Mデータ (3.1.(2)②に示す設計B I Mデータをいう。)の説明を行う会議をいう。

(活用する事業)

第3条 B I Mシステムは、下記の事業において活用するものとする。

- (1) B I Mモデルを活用した施工に関する調整 (営繕工事)
- (2) B I Mの活用を前提とした設計図書の作成及び納品等 (設計業務)

(対象事業)

第4条 B I Mを活用したモデル事業は、都市建築部公共建築課が発注する建築設計委託業務 (設備設計委託業務を含む、以下同じ) 及び営繕工事 (建築一式、電気設備工事及び機械設備工事、以下同じ) のうち指定した事業を対象とする。なお、上記以外の建築設計委託業務及び営繕工事において、契約後、事業着手日 (設計委託業務においては業務着手 (委託業務の実際の始期日)、工事においては工事着手 (工事開始日 (工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。)) 以降の実際の工事のための準備工事 (現場事務所の配置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。)) までの間に受注者から申し入れ等があった場合は、受発注者の協議によりモデル事業として適用できるものとする。

(B I M活用に係る手続き等)

第5条 営繕事業におけるB I M活用に係る手続き等の流れは図1のとおりであり、これに従い、下記の手続き等を実施する。

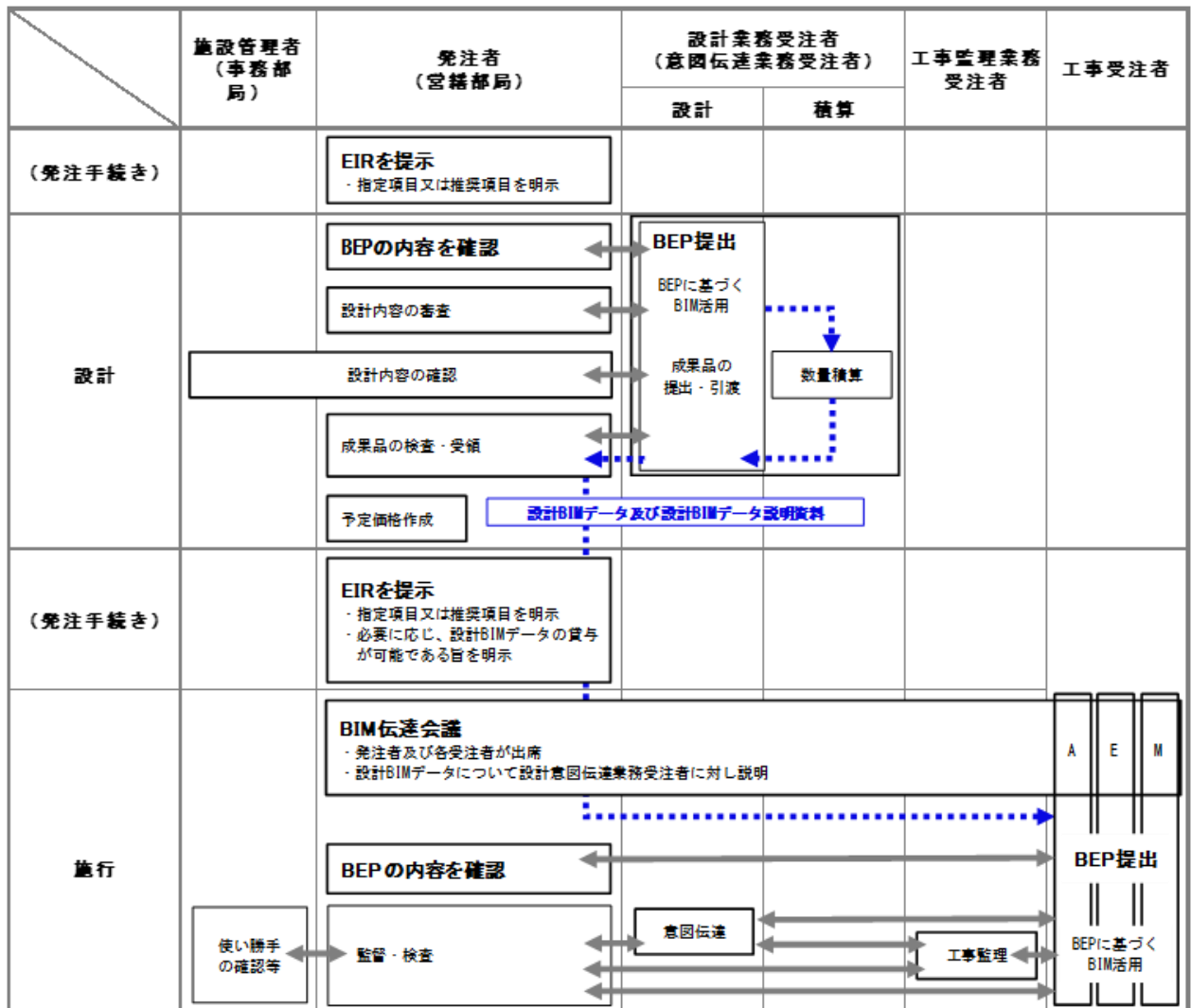
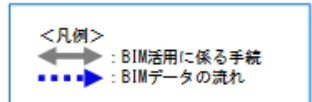


図1 宮繕事業におけるBIM 活用に係る手続等の流れ



2 発注手続きに関する事項は以下による。

- (1) 発注者は、BIMを活用したモデル事業の発注手続に際して、入札公告、指名通知及び現場説明事項又は特記仕様書等にEIRを添付し、EIRに基づくBIM活用を条件とする旨を以下のとおり記載する。

(宮繕工事の場合)

入札公告への記載例 (一般競争入札の場合)

1 一般競争入札に付する工事

...

( )本工事は、BIMを活用したモデル事業です。詳細は「宮繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」及びEIRを参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

15 その他

・・・

（）本工事は、BIMを活用したモデル事業です。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」及びEIRを参照してください。

現場説明事項への記載

○ BIMを活用したモデル事業（発注者指定による場合）

（）本工事は、BIMを活用したモデル事業です。

詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」及びEIRを参照してください。

（設計委託業務の場合）

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1 一般競争入札に付する委託

・・・

（）本委託は、BIMを活用したモデル事業です。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」及びEIRを参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

15 その他

・・・

（）本委託は、BIMを活用したモデル事業です。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」及びEIRを参照してください。

特記仕様書への記載

4. 設計と条件（発注者指定による場合）

（）本委託は、BIMを活用したモデル事業です。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」及びEIRを参照してください。

（2） 発注者は以下に掲げる事項を整理の上、EIRに明示する。

ア 設計業務及び工事の品質の確保及び事業の円滑化に資するものとして、発注者がBIM活用を指定する項目（以下「指定項目」という。）又は推奨する項目（以下「推奨項目」という。）についてEIRに明示する。その際、各事業の特性、各項目のBIM活用の普及状況等を勘案して、BIM活用を必須とすることが可能と考えられるものを指定項目とし、その他を推奨項目とする。

イ 設計業務の指定項目において作成し成果品として提出を受けたBIMデータ（以下「設計BIMデータ」という。）の中に、実施設計図書の作成に用いたものがある場合は、事業の特性、BIMデータの内容等を勘案のうえ、施工段階において当該設計BIMデータを参考として活用可能とすることを検討する。検討の

結果、活用可能とすることとした設計BIMデータについて、その貸与が可能である旨を工事のEIRに明示する。

- (3) 発注者は、指定項目の実施のために特に費用が発生する場合は、必要となる費用を計上する。なお、BIMシステムに関する初期費用及び維持経費等は受注者が負担するものとする。
  - (4) プロポーザル方式又は総合評価落札方式の技術提案において、BIM活用に係る提案があった場合は、品質の確保・向上及び生産性向上に資するものであるかの観点から評価する。
- 3 設計業務又は工事の着手時に関する事項は以下による。
- (1) 受注者は、次に掲げる項目についてBIM活用を行う場合、設計業務又は工事の着手に先立ち、該当する項目について記載したBEPを作成し、発注者に提出する。
    - ア 指定項目
    - イ 推奨項目のうち、受注者がBIM活用を行うもの
    - ウ 上記ア又はイいずれにも該当しない項目で、受注者がBIM活用を行うもの
  - (2) 発注者は、受注者から提出されたBEPの内容について、EIRに適合していることを確認し、受領する。
  - (3) 工事受注者に貸与が可能である設計BIMデータがある場合は、工事の契約締結後にBIM伝達会議を開催し、設計意図伝達業務受注者から工事受注者に対して、BIMデータの作成範囲、データ構成等について説明する。
  - (4) 上記(3)の説明を受けて、設計BIMデータのうち工事受注者が活用することとしたものを、発注者は工事受注者に貸与する。
- 4 設計業務又は工事の履行中に関する事項は以下による。
- (1) 受注者は、BEPに基づきBIM活用を行う。
  - (2) BEPにおいて、設計業務又は工事の履行過程で、設計内容、施工方法等についてBIMデータにより確認を受けることとしている場合は、適切な時期に、受注者はBIMデータを提示するとともに説明を行い、発注者はこれを確認する。また、指定項目に係る確認結果について、受注者は打合せ記録簿等に記録する。
  - (3) EIRに適合する範囲でBEPに記載する内容を変更する必要がある場合、指定項目に関する変更については、その都度あらかじめ発注者と受注者の間で協議の上、受注者は変更したBEPを発注者に提出する。指定項目以外の項目に関する変更については、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務又は工事の完了時に変更したBEPを提出する。
- 5 設計業務又は工事の完了時に関する事項は以下による。
- 発注者は、検査において、指定項目の実施状況又は成果品がEIRに適合することを確認する。

(EIRの作成要領)

第6条 EIRには、設計業務又は工事におけるBIM活用について、発注者が求める要件として、次の(1)から(6)までに掲げる事項等を記載する。また、工事受注者に貸与が可能である設計BIMデータがある場合は、工事のEIRに、次の(7)に掲げる事項についても記載する。

参考として、EIRの様式例(別紙1~3)を示す。

- (1) 目的  
E I RがB I M 活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とすることを記載する。
- (2) B E Pの提出等  
次に掲げる事項等について記載する。
  - ア 設計業務又は工事の着手に先立つB E Pの提出
  - イ B E Pに記載する事項
    - (ア) 使用するB I Mソフトウェアの種類、バージョン
    - (イ) 発注者へのB I Mデータの提示方法
    - (エ) B I M活用の項目及びその実施内容等に関する事項
    - (オ) 成果品として提出するB I Mデータ等に関する事項
  - ウ B E Pの様式
  - エ B E Pの変更手続
- (3) B I M活用の項目及びその実施内容等  
指定項目と推奨項目を区分して記載の上、各項目について次に掲げる事項について記載する。記載に当たっては、国ガイドライン5. から7. までを参考とする。  
また、指定項目又は推奨項目いずれにも該当しない項目についても、B I M活用が可能であることを記載する。
  - ア 目的  
B I M活用により期待する効果が分かるよう、次に例示するものなど各項目のB I M活用の目的を記載する。
    - ・発注者等（発注者及び施設管理者をいう。）との合意形成の円滑化
    - ・設計条件と設計内容の整合性、図面間の整合性の効率的な確認
    - ・施工計画等の効率的な検討
  - イ 実施内容  
アに掲げる目的のために必要となるB I Mデータの作成、B I Mデータを利用した業務等の内容について記載する。また、必要に応じて、B I Mモデルの作成範囲、属性情報の入力範囲等について記載する。なお、この際、目的に応じた適切な詳細度とし、過度な作り込みを求めるものとならないよう留意する。
  - ウ 実施時期  
アに掲げる目的に対応して実施を求める時期を記載する。
- (4) 成果品として提出するB I Mデータ等  
指定項目において作成したB I Mデータ等のうち、成果品として提出を求めるものについて、その内容及びファイル形式を記載する。その際、成果品となる図面、資料等の作成に使用されるB I Mデータ等必要な範囲を成果品とする。  
この場合における成果物の作成方法については「B I M適用事業における成果品作成の手引き（案）」（平成30年8月1日国営施第11号）に基づき提出することを記載する。
- (5) 履行過程におけるデータの共有  
設計業務又は工事の履行過程において、発注者と受注者との間のB I Mデータの共有方法を指定する場合は、その方法を記載する。
- (6) B I Mデータ作成上の留意事項等  
必要に応じ、次に例示するものなど留意事項を記載する。
  - ア B I Mデータ内に、機密性の確保に支障をきたす情報並びに特定の製品及び製造

所に係る情報が含まれないようにする。

イ 図面表記の方法は、原則として「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」によることとする。ただし、BIMデータから2次元図面を作成する場合に、これらの基準を適用することが著しく合理的でない場合は、BIMデータからの作成上合理的で、かつ適切に図面内容を伝達できる図面表記の方法について、発注者と協議する。

また、参考となる資料がある場合は、資料名を記載する。

(7) 貸与可能な設計BIMデータ、BIM伝達会議の開催

貸与可能な設計BIMデータがある場合は、その内容について記載するとともに、工事の契約締結後にBIM伝達会議を開催することについて記載する。

(モデル事業における留意点)

第7条 本要領において疑義又は不明な点が生じた場合には、国ガイドラインによるほか受発注者間の協議により運用するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。

## 別紙1 設計業務EIR様式（指定項目を設定する場合）

【 】内は、各事業において設定し記載すること。

### 【●●設計業務】EIR

#### 1. 目的

本EIR（発注者情報要件）は、【●●設計業務】におけるBIM活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

#### 2. BEP（BIM実行計画書）の提出等

- (1) 受注者は、設計業務の着手に先立ち、本EIRに基づきBEPを作成し、発注者へ提出すること。
- (2) BEPには、以下に掲げる事項を記載すること。
  - ①使用するBIMソフトウェアの種類とバージョン
  - ②発注者へのBIMデータ（BIMモデルに加え、BIM上での2次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC等の持込み、ビューア、クラウド利用等）
  - ③次に掲げるBIM活用の項目の実施内容等に関する事項
    - ・3.（1）に掲げる指定項目
    - ・3.（2）に掲げる推奨項目のうち、受注者がBIM活用を行うもの
    - ・3.（1）又は（2）のいずれにも該当しない項目で、受注者がBIM活用を行うもの
  - ④成果品として提出するBIMデータ等に関する事項
- (3) BEPの書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙に示す。
- (4) 受注者は、BEPに記載する内容を変更する必要がある場合、指定項目に関する変更については、その都度あらかじめ発注者と受注者との間で協議の上、変更したBEPを発注者に提出する。指定項目以外の項目に関する変更については、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務の完了時に変更したBEPを発注者に提出する。

#### 3. BIM活用の項目及びその実施内容等

- (1) 受注者は、下表に示す指定項目を実施する。

項目	目的	実施内容	実施時期
		（必要に応じ、BIMモデルの詳細度の目安（別表1）、BIMモデルと連動しない箇所が分かる資料の例（別表2）、モデリング・入力ルールに関する資料の例（別表3）を示す。）	

- (2) 受注者は、下表に示す推奨項目について、BIM活用を行うことができる。  
（受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。）

項目	目的	実施内容	実施時期

(3) 受注者は、指定項目又は推奨項目いずれにも該当しない項目についても、BIM活用を行うことができる。(受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。)

#### 4. 成果品として提出するBIMデータ等

下表に示す成果品を、電子納品の対象として提出する。なお、成果品のうちBIMデータについては、「BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)」(令和4年版)による。

成果品	ファイル形式

#### 5. データの共有

業務履行途中におけるBIMデータ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する設計内容の説明等をクラウド等の共有環境で行う場合は、発注者と協議する。

#### 6. その他

##### (1) BIMデータ作成上の留意事項

- ・ 成果品として提出するBIMデータ内に、機密性の確保に支障をきたす情報並びに特定の製品及び製造所に係る情報が含まれないようにする。
- ・ 成果品の図面表記の方法は、原則として「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」によることとする。ただし、これらの基準を適用することが著しく合理的でない場合は、BIMデータからの作成上合理的で、かつ適切に図面内容を伝達できる図面表記の方法について、発注者と協議する。

##### (2) 参考資料

- ・ 官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン(平成26年3月19日付国営施第15号)
- ・ 官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領(令和5年3月23日付国営施第28号)
- ・ 建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン(第2版)(令和4年3月建築BIM推進会議)
- ・ 設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会(第1版)(令和3年10月建築設計三会設計BIMワークフロー検討会)

別表1 BIMモデルの詳細度の目安

			基本設計段階			
			担当	形状情報	属性情報	
総合						
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等）	A			
	意匠要素		基準線、地盤面、寸法線	A		
			構造体（意匠柱、梁、床（スラブ）、耐力壁）	A		
			構造体に含まれない壁	A		
			屋根、ひさし、バルコニー	A		
			階段	A		
			E Vシャフト	A		
			外装	A		
			外部建具	A		
			内部建具（一部）	A		
			天井（一部）	A		
	敷地の工作物等（主要な歩道、車道、駐車場、工作物等）	A				

注) ・担当欄の凡例は次のとおり。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

・「設計BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第1版）」をもとに作成している。

			実施設計段階		
			担 当	形状情報	属性情報
総合					
BIM	空間 要素	空間（室、通路、ホール等）	A		
	意匠 要素	基準線、地盤面、寸法線	A		
		構造体（意匠柱、梁、床（スラブ）、耐力壁）	A		
		構造体に含まれない壁	A		
		屋根、ひさし、バルコニー	A		
		階段	A		
		E Vシャフト	A		
		外装	A		
		外部建具	A		
		内部建具（一部）	A		
		天井（一部）	A		
		敷地の工作物等（主要な歩道、車道、駐車場、工作物等）	A		
構造					
BIM	構造 要素	構造体（柱、梁、スラブ、基礎、耐力壁、ブレース等）	S		

			実施設計段階		
			担当	形状情報	属性情報
<b>電気設備</b>					
<b>BIM</b>	空間要素	空間要素	—		
	電気	機器・盤類	E		
	設備要素	幹線（ケーブルラック、干渉チェックに必要な範囲の配管）	E		
<b>機械設備</b>					
<b>BIM</b>	空間要素	空間要素	—		
	機械	機器	M		
		ダクト（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）	M		
設備要素	配管（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）	M			

別表 2 BIM モデルと連動しない箇所等が分かる資料（例）

分野	BIMを用いて作成した図面の名称	BIMモデルと連動しない箇所	CADによる図面修正箇所
総合			
構造			
電気設備			
機械設備			

別表 3 モデリング・入カールに関する資料（例）

項目	記載内容
基準点	配置基準点、建物基準点、高さ方向基準点、建物方向
リンクファイル	建築・構造・設備などのファイル構成
作業分担の設定	作業領域の区分
グループ	モデルグループの使用箇所、命名規則
ビュー構成・命名規則	ビューとシートの構成、命名規則（管理番号）
オブジェクトタイプ・命名規則	オブジェクトタイプの構成、命名規則
線種	線種・線の太さの設定、命名規則
ハッチング種類	ハッチングの種類、命名規則
切断プロファイル	切断プロファイル使用箇所
その他モデル作成のルール	意匠上重要な視点からのパースや、納まりスケッチ等、設計意図伝達のためのビュー設定について 幅木や廻り縁の入力の有無、壁厚の表現

注)「設計BIMワークフローガイドライン 建築設計三会（第1版）」をもとに作成している。

## 1. 使用するBIMソフトウェアの種類、バージョン

ソフトウェアの種類	ソフトウェアのバージョン	使用範囲・使用内容

## 2. 発注者へのBIMデータの提示方法

--

## 3. BIM活用の項目及びその実施内容等

## 3-1. EIR 3. (1) に掲げる指定項目

項目	実施内容	実施時期
	(必要に応じ、BIMモデルの詳細度を別表に示す。)	

## 3-2. EIR 3. (2) に掲げる推奨項目のうち、受注者がBIM活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

## 3-3. 3-1. 又は3-2. のいずれにも該当しない項目で、受注者がBIM活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

## 4 成果品 (EIR 4. に係る事項)

成果品	ファイル形式

別表 BIMモデルの詳細度

			基本設計段階			
			担当	形状情報	属性情報	
総合						
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等）	A			
	意匠要素		基準線、地盤面、寸法線	A		
			構造体（意匠柱、梁、床（スラブ）、耐力壁）	A		
			構造体に含まれない壁	A		
			屋根、ひさし、バルコニー	A		
			階段	A		
			E Vシャフト	A		
			外装	A		
			外部建具	A		
			内部建具（一部）	A		
			天井（一部）	A		
		敷地の工作物等（主要な歩道、車道、駐車場、工作物等）	A			

注) ・担当欄の凡例は次のとおり。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

・「設計BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第1版）」をもとに作成している。

			実施設計段階		
			担 当	形状情報	属性情報
総合					
BIM	空間 要素	空間（室、通路、ホール等）	A		
	意匠 要素	基準線、地盤面、寸法線	A		
		構造体（意匠柱、梁、床（スラブ）、耐力壁）	A		
		構造体に含まれない壁	A		
		屋根、ひさし、バルコニー	A		
		階段	A		
		E Vシャフト	A		
		外装	A		
		外部建具	A		
		内部建具（一部）	A		
		天井（一部）	A		
		敷地の工作物等（主要な歩道、車道、駐車場、工作物等）	A		
構造					
BIM	構造 要素	構造体（柱、梁、スラブ、基礎、耐力壁、ブレース等）	S		

			実施設計段階		
			担当	形状情報	属性情報
<b>電気設備</b>					
<b>BIM</b>	空間要素	空間要素	—		
	電気	機器・盤類	E		
	設備要素	幹線（ケーブルラック、干渉チェックに必要な範囲の配管）	E		
<b>機械設備</b>					
<b>BIM</b>	空間要素	空間要素	—		
	機械	機器	M		
		ダクト（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）	M		
設備要素	配管（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）	M			

## 別紙2 設計業務EIR様式（推奨項目のみを設定する場合）

【 】内は、各事業において設定し記載すること。

### 【●●設計業務】EIR

#### 1. 目的

本EIR（発注者情報要件）は、【●●設計業務】におけるBIM活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

#### 2. BEP（BIM実行計画書）の提出等

- (1) 受注者は、BIM活用を行う場合、設計業務の着手に先立ち、受注者の負担により本EIRに基づきBEPを作成し、発注者へ提出すること。
- (2) BEPには、以下に掲げる事項を記載すること。
  - ①使用するBIMソフトウェアの種類とバージョン
  - ②発注者へのBIMデータ（BIMモデルに加え、BIM上での2次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC等の持込み、ビューア、クラウド利用等）
  - ③次に掲げるBIM活用の項目の実施内容等に関する事項
    - ・3.（1）に掲げる推奨項目のうち、受注者がBIM活用を行うもの
    - ・3.（1）に該当しない項目で、受注者がBIM活用を行うもの
- (3) BEPの書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙に示す。
- (4) 受注者は、BEPに記載する内容を変更する必要がある場合、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務の完了時に変更したBEPを発注者に提出する。

#### 3. BIM活用の項目及びその実施内容等

- (1) 受注者は、下表に示す推奨項目について、BIM活用を行うことができる。（受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。）

項目	目的	実施内容	実施時期

- (2) 受注者は、推奨項目に該当しない項目についても、BIM活用を行うことができる。（受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。）

#### 4. 成果品として提出するBIMデータ

本業務においてBIMデータの提出は求めない。

#### 5. データの共有

業務履行途中におけるBIMデータ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する設計内容の説明等をクラウド等の共有環境で行う場合は、発注者と協議する。

## 6. その他

### (1) 参考資料

- ・官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（平成 26 年 3 月 19 日付国営施第 15 号）
- ・官庁営繕事業における BIM 活用実施要領（令和 5 年 3 月 23 日付国営施第 28 号）
- ・建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）（令和 4 年 3 月建築 BIM 推進会議）
- ・設計 BIM ワークフローガイドライン建築設計三会（第 1 版）（令和 3 年 10 月建築設計三会設計 BIM ワークフロー検討会）

1. 使用するBIMソフトウェアの種類、バージョン

ソフトウェアの種類	ソフトウェアのバージョン	使用範囲・使用内容

2. 発注者へのBIMデータの提示方法

--

3. BIM活用の項目及びその実施内容等

3-2. EIR 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者がBIM活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

3-2. 3-1. に該当しない項目で、受注者がBIM活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

### 別紙3 工事EIR様式

- ・【 】内は、各事業において設定し記載すること。
- ・(注)は、削除して使用すること。

#### 【●●工事】EIR

#### 1. 目的

本EIR（発注者情報要件）は、【●●工事】におけるBIM活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

#### 2. BEP（BIM実行計画書）の提出等

(1) 受注者は、BIM活用を行う場合、工事の着手に先立ち、受注者の負担により本EIRに基づきBEPを作成し、発注者へ提出すること。

(2) BEPには、以下に掲げる事項を記載すること。

①使用するBIMソフトウェアの種類とバージョン

②発注者へのBIMデータ（BIMモデルに加え、BIM上での2次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC等の持込み、ビューア、クラウド利用等）

③次に掲げるBIM活用の項目の実施内容等に関する事項

・3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者がBIM活用を行うもの

・3. (1) に該当しない項目で、受注者がBIM活用を行うもの

(3) BEPの書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙に示す。

(4) 受注者は、BEPに記載する内容を変更する必要がある場合、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、工事の完了時に変更したBEPを発注者に提出する。

(注) 工事受注者に貸与が可能である設計BIMデータがある場合には、(5)に記載すること。「○○」には、当該BIMデータの内容を記載すること。(例：実施設計図書（一般図等）の作成に用いたもの)

【(5) 発注者は、設計業務成果品の設計BIMデータ(○○)について説明するBIM伝達会議を開催し、受注者が活用することとした設計業務成果品の設計BIMデータを貸与する。この場合、受注者は、設計業務成果品の設計BIMデータを活用して行うBIM活用の項目をBEPに記載する。】

#### 3. BIM活用の項目及びその実施内容等

(1) 受注者は、下表に示す推奨項目について、BIM活用を行うことができる。(受注者の任意で実施することとし、このために必要な費用が発生する場合、受注者の負担による。)

項目	目的	実施内容	実施時期

- (2) 受注者は、推奨項目に該当しない項目についても、B I M活用を行うことができる。  
(受注者の任意で実施することとし、このために必要な費用が発生する場合、受注者の負担による。)

#### 4. 成果品として提出する B I Mデータ

本工事において データの提出は求めない。

#### 5. データの共有

工事中における B I Mデータ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する施工計画等の確認をクラウド等の共有環境で行う場合は、発注者と協議する。

#### 6. その他

##### (1) 参考資料

- ・ 官庁営繕事業における B I M活用ガイドライン（平成 26 年 3 月 19 日付国営施第 15 号）
- ・ 官庁営繕事業における B I M活用実施要領（令和 5 年 3 月 23 日付国営施第 28 号）
- ・ 建築分野における B I Mの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）（令和 4 年 3 月建築 B I M推進会議）
- ・ 施工 B I M のスタイル（令和 3 年 3 月 一般社団法人日本建設業連合会）
- ・ 施工 B I M の活用ガイド（令和 4 年 12 月 一般社団法人日本建設業連合会）
- ・ 設計 B I Mワークフローガイドライン建築設計三会（第 1 版）（令和 3 年 10 月建築設計三会設計 B I M ワークフロー検討会）

## 1. 使用するBIMソフトウェアの種類、バージョン

ソフトウェアの種類	ソフトウェアのバージョン	使用範囲・使用内容

## 2. 発注者へのBIMデータの提示方法

--

## 3. BIM活用の項目及びその実施内容等

3-1. EIR 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者がBIM活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

3-2. 3-1. に該当しない項目で、受注者がBIM活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期